

## 補助対象期間内（3月31日まで）に納品できない場合について

新型コロナウイルス感染症患者等の急増に伴い、一部の医療機器等に需要が集中し、市場内の在庫不足等により納品が困難な状況が生じています。

このため、交付決定を受けた設備等がやむを得ず令和3年3月までに納品できないと見込まれる場合、補助金の繰越手続きを行うことで、4月以降に納品となった場合でも補助対象とします。

つきましては、該当する機器等がある場合は、下記の必要書類等を提出してください。

なお、今回の照会で回答がない場合は、繰越手続きができませんので御注意ください。

## 記

## 1 繰越の対象経費について

- 令和2年度補助金として交付決定された設備等  
（原則として「初度設備費」及び「個人防護具」は除きます）
- 各医療機関等において、令和3年3月までに発注（契約）されているもの
- 年度内に未整備となることを県に報告し、補助金の繰越手続きを県が承認したもの

## 2 提出書類について（繰越を希望する場合は必ず提出してください）

- 別添「埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 繰越品目報告書」
  - ・ 繰越手続きを希望する品目の数量・金額等（納品できない分）を記載してください。
  - ・ 品目、数量及び金額は、必ず、交付申請書等を確認して記載してください。
  - ・ （交付申請書に記載のない品目を）新たに追加することはできませんので御注意ください。
- 対象設備の発注書（契約書）を添付してください。

3 提出期限（厳守） 令和3年2月24日（水）までに電子メールで提出してください。

E-mail : a3510-30@pref.saitama.lg.jp

## 3 その他

- 今後の具体的な手続きは、「報告書」を提出した繰越を行う医療機関あてに別途、お知らせいたします。
- 補助金が概算払で交付されている場合  
制度上、繰越額を一旦、返還していただき、繰越手続終了後（令和3年4月以降）に改めて補助金を交付します（返還や再交付の時期については、別途お知らせします）。
- 繰越した設備等は速やかに納品できるよう手配してください。